



千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば



目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 職域型・地域型年金制度について …… 2-3
- 大規模事業所での年金制度説明会の開催について …… 3

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 扶養者資格再確認を実施します …… 4
- 8月はジェネリック医薬品推進月間です …… 5
- 年金事務所出張窓口について …… 5

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 梨・ぶどう狩り補助券の配付のお知らせ …… 6
- 各種割引券の配付について …… 7
- 2019年度協会費納入のお願い …… 7

9/2

リニューアル配信します!

職域型・地域型年金委員制度

職域型・地域型年金委員制度は、国民の皆様には年金制度を広く知っていただくとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただくことを目的として設立されました。

年金委員は、**職域型年金委員**と**地域型年金委員**の2つに区分されています。

職域型年金委員は、主に勤務されている適用事業所内において年金の相談や助言などの活動を行い、職場と年金事務所を結ぶパイプ役、地域型年金委員は、主に自治体などの地域において、年金の相談や助言などの活動を行う地域と年金事務所を結ぶパイプ役となっていただいています。

職域型年金委員

【任期:なし】

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場(厚生年金保険の適用事業所)内において、年金制度の普及・啓発活動を行っていただくために設置 ● 厚生年金保険の適用事業所のうち 300人以上の被保険者がいる事業所 →2名以上 300人未満の被保険者がいる事業所 →1名以上 ● 全国で約113,300人に委嘱【平成30年3月時点】
活動内容	新入職員に対する年金制度の概要の説明や職場における年金制度の周知、定年退職予定者に対する年金受給手続きの相談・助言等
推薦条件	推薦時点において、厚生年金保険に関する事務を担当している、または、過去に担当したことがある等、職場において一定期間の実務経験があり、年金制度について知識がある方
推薦の流れ	厚生年金保険の適用事業所の事業主が、「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へ提出し、厚生労働大臣が委嘱

地域型年金委員

【任期:3年(更新可)】

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会など、地域において、年金制度の普及・啓発活動を行っていただくために設置 ● 全国で約4,800人に委嘱【平成30年3月時点】
活動内容	町内会での年金相談や地域が開催する研修会等での年金に関する講演等
推薦条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある方 ● 現在、自治会長、民生・児童委員、社会保険労務士として務めている(務めた経験がある)方 ● 過去に年金委員(社会保険委員および国民年金委員を含む)として委嘱されたことがある方
推薦の流れ	区市町村等が、「年金委員推薦書(地域型)」を管轄の年金事務所へ提出し、厚生労働大臣が委嘱。 「年金委員推薦書(地域型)」に、「年金委員証明書(身分証明書)」用の顔写真を添えて提出してください。

年金委員への活動を支援します

日本年金機構では、厚生労働省が示した重点活動内容に基づき、年金委員に対して活動の支援を行っています。具体的には、活動の参考となる冊子や年金制度の改正に関するリーフレット等を提供しています。また、年金委員を対象にした研修会等も実施しています。

功績のある年金委員を表彰します

日本年金機構では、長年にわたり、政府管掌年金事業の推進および発展にご協力いただいている年金委員に対してその功績を讃え、感謝の意を表すため、年金委員表彰を実施しています。

職域型・地域型年金委員に関する詳しい説明は
日本年金機構ホームページの「年金委員通信」をご覧くださいか、
管轄の年金事務所にお問い合わせください。

大規模事業所での年金制度説明会の開催について

日本年金機構では、年金制度の普及・啓発活動の一環として、これからの制度を担う学生等を対象に、高等学校や専門学校等において年金セミナーを開催しています。(平成30年度千葉県全体で48校82回実施)



学校でのセミナー実施風景

今後、ご要望があれば、大規模事業所等での制度説明会も実施していきます。
(従業員500名以上の事業所を想定していますが、ある程度の人数で聞いて
いただけるようであれば対応いたします)
ご要望がありましたら、管轄の年金事務所にご相談ください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。



～事業主様・加入者様へのお願い～

被扶養者資格再確認を実施いたします

協会けんぽでは、保険給付及び高齢者医療制度における拠出金の適正化を図ることを目的に、年に一度被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、本年度につきましてもご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年度 被扶養者資格再確認の実施方法等について

対象となる方

平成31年3月31日現在において被扶養者として認定されている方(協会けんぽ加入者)
※本年度は18歳未満の方を含めた全被扶養者が対象となります。



確認内容

対象の被扶養者が認定条件に該当するかどうかご確認いただきます。
※収入要件等、詳細は同封する説明リーフレットをご確認ください。

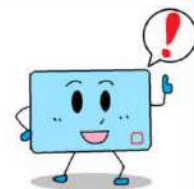


提出物

【削除となる被扶養者がいない場合】 ・被扶養者状況リスト

【削除となる被扶養者がいる場合】 ・被扶養者状況リスト
・被扶養者調書兼異動届
・削除となる方の健康保険証

提出期限: **令和元年11月20日(水)**
※同封している返信用封筒にてご提出ください。



送付時期

令和元年9月下旬から10月下旬にかけて被扶養者状況リストを
順次送付いたします。



平成30年度の実績(協会けんぽ全体)

扶養解除者数 : 約7.1万人

解除による効果額: 約17.3億円(高齢者医療制度への負担軽減額)

ご協力ありがとうございました。



被扶養者資格再確認について詳しくはこちら



お問い合わせ先 TEL : **043-308-0523** (業務グループ)

8月はジェネリック医薬品推進月間です！

協会けんぽでは加入者の皆さまのお薬代の負担軽減と健康保険財政の改善につなげるためにジェネリック医薬品の推進を行っております。

ジェネリック医薬品は・・・



お財布にやさしい

新薬と比べて3～5割程度お薬代が安くなる場合が多いです。



安全なお薬です

国が認可したお薬だけが販売されています。



希望すれば変えられます

かかりつけの医師または薬剤師に相談してみましょう。

たとえば・・・

高血圧症の代表的な薬を
1日1回1年間服用した場合(3割負担)



ジェネリック医薬品について詳しくは、こちらをご覧ください



ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減額がわかるお知らせを送付いたします

□お知らせの送付時期

令和元年8月、令和2年2月(年2回)

□お知らせの送付先

被保険者の住所へ直接お送りします。
※住所は令和元年6月時点でのデータを使用します。

□お知らせの対象者

慢性的な疾患で先発医薬品を長期間服用されている方で、ジェネリック医薬品に切り替えることでお薬代が一定以上軽減される方。
※すべての加入者様に通知されるものではありません。



お問い合わせ先 TEL : **043-308-0522** (企画総務グループ)

※令和元年8月下旬に別途専用のサポートデスクが開設されます

協会けんぽの船橋、市川年金事務所出張窓口(8月の開設日)

船橋年金事務所出張窓口
(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

令和元年8月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

市川年金事務所出張窓口
(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

令和元年8月

日	月	火	水	木	金	土
	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

協会けんぽ年金事務所
出張窓口 開設時間
AM 8:30~12:00
PM 13:00~17:15
※12:00~13:00は不在となります。



※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)まで開設しております。



千葉県社会保険協会 からのお知らせ



旬の味覚 梨・ぶどう狩り

補助券を配付いたします



被保険者等の健康保持増進事業

梨・ぶどう狩り(鎌ヶ谷地区 7契約農園)

鎌ヶ谷市観光農業組合(鎌ヶ谷市役所内)
☎047-445-1141(代) 内線 545
(<http://www.kamagayasikankounouguyoukumiai.info/>)

- 利用期間 令和元年8月24日(土)~9月30日(月)
- 自己負担額 大人(6才以上) 500円
小人(3才~5才) 200円

ぶどう狩り(香取地区 2契約農園)

- 平山ぶどう園 香取市高萩 359 ☎0478-75-3663
(ホームページ 平山ぶどう園.com)
- 菅谷ぶどう園 香取市岩部 1928-3 ☎0478-75-2683
(<http://www.ne.jp/asahi/sugaya/budouking/>)

- 利用期間 令和元年8月17日(土)~9月30日(月)
- 自己負担額 大人(6才以上) 430円
小人(2才~5才) 120円

※農園によっては、気象条件などにより利用期間が変更になる場合や、9月30日以前でも終了する場合がありますので、お出かけ前には必ず農園にお問い合わせください。

- 申込方法 下記の『補助券申込書』に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒(送付先明記・切手貼付※92円切手)を必ず同封し、下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※1地区、1事業所につき10枚まで

- 申込先 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13
(一財)千葉県社会保険協会 梨ぶどう狩り補助券係 宛

- 申込受付 令和元年7月30日(火)~9月13日(金)
※補助券がなくなり次第、配付を終了いたします。



※コピーしてお申込みください

梨・ぶどう狩り 補助券申込書

鎌ヶ谷 (梨・ぶどう狩り)	大人券	枚
	小人券	枚
	計	枚
香取 (ぶどう狩り)	大人券	枚
	小人券	枚
	計	枚

・鎌ヶ谷地区(梨・ぶどう狩り)

・香取地区(ぶどう狩り)

※希望の地区に○印をしてください

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L



今夏もぜひご活用ください！

当協会では、会員事業所の被保険者ならびに被扶養者の皆さまの健康保持・増進のため、下記割引券を配付中です。

お申込みの詳細につきましては、機関誌「社会保険ちば」・ホームページ機関誌「月刊社保ちば」の各号に掲載しております。

- 九十九里蓮沼ウォーターガーデン → 社会保険ちば**春号** & **夏号** ・ 月刊社保ちば 6 月号 掲載
- 鴨川シーワールド → 社会保険ちば**春号** ・ 月刊社保ちば 4 月号 掲載
- 千葉こどもの国 KidsDom → 社会保険ちば**春号** ・ 月刊社保ちば 4 月号 掲載
- 富士急ハイランド → 社会保険ちば**夏号** ・ 月刊社保ちば 7 月号 掲載

※富士急ハイランドは、令和元年 7 月 26 日（金）から料金改定されています。

「社会保険ちば春号」および「月刊社保ちば 4 月号」の記事は旧情報となりますので、ご注意ください。

2019 年度社会保険協会費納入のお願い

会員事業所様には、日頃より千葉県社会保険協会の事業運営に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会では、会員事業主様のご理解とご協力のもと、社会保険制度の普及発展や会員事業所の被保険者様やご家族の健康と福利増進のため、各事業を行っております。

これらの事業は、会員事業所様からの会費（年会費）をもとに運営されております。

本年度会費の払込書につきましては、4 月に各会員事業所様にお送りしておりますが、納め忘れ等の事業所様には、格別のご理解をいただき、納入にご協力をお願い申し上げます。

4 月にお送りした払込書にて、当協会指定の金融機関、もしくは最寄りの郵便局（ゆうちょ銀行）にて納入くださいますようお願いいたします。なお、指定銀行、ゆうちょ銀行での振込手数料は当協会の負担となります。

払込書が見当たらない場合は、再交付いたしますので、お手数をおかけいたしますが、当協会までご連絡くださいますようお願いいたします。

一般財団法人千葉県社会保険協会 （電話:043-233-3971）

